

令和6年度定期監査（前期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和6年度定期監査（前期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月11日

江別市監査委員 中 村 秀 春
江別市監査委員 高 間 専 逸

所管課等	種別	監査結果（内容）	措置状況の概要
建築住宅課 R6.5.9監査 R6.8.6報告	指摘 事項	【支出事務について】 市営住宅管理経費の支出事務において、流用年月日を誤ったため、予算がないにもかかわらず、支出負担行為を行っているものがある。地方自治法では、支出負担行為は法令又は予算の定めるところに従わなければならないと規定していることから、今後は同法を遵守し、適切な支出事務の執行に努められたい。	【措置済み】 今後は、予算執行に関する法令等を遵守し、適切な支出事務の執行に努めます。また、令和6年度以降は予算執行記録簿を作成し、支出負担行為日や予算残額等について管理することとしました。
障がい福祉課 R6.5.22監査 R6.6.12報告	指導 事項	【契約事務及び助成金交付事務について】 障がい者支援センター事業運営業務委託においては、契約変更後の金額では部長の決裁が必要など、次長までの決裁で終えて変更契約を締結している。また、成年後見制度利用支援事業助成金においても、次長の決裁が必要など、課長までの決裁で終えて助成金を複数回交付していることから、今後は江別市事務専決規程を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。	【措置済み】 本件について課内で情報を共有し、事務執行に当たり江別市事務専決規程を遵守し、専決区分について十分に確認を行うよう改めて指導を徹底しました。今後は不適切な事務処理が生じないよう、適正な執行に努めます。
経営企画課 R6.7.24監査 R6.8.1報告	指導 事項	【契約事務について】 医療機械器具の修繕契約「透析装置関連消耗部品交換」及び「令和5年度人工透析室等寝具賃貸借契約」において、その設計価格からそれぞれ事務長専決事項と規定	【措置済み】 本件について課内で情報を共有し、事務執行に当たり江別市病院事業事務専決規程を遵守し、専決区分について十分に確認を行うよう改めて指導を徹底しました。今後は不適切な事務処理が生じないよう、適正な執行に

		されているものの、次長決裁により契約を締結していることから、 今後は江別市病院事業事務専決規程を遵守し、適切な事務処理に努められたい。	努めます。
--	--	--	-------

掲示期限：令和6年10月25日